

# 〇いじめ防止対策について

- ・「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月施行）
- ・「山陽小野田市いじめ防止基本方針の策定」（平成26年4月）
- ・いじめ防止対策を推進するための組織

## 平常時

学校

いじめ対策委員会（年3回定期開催）

【既設：要綱設置】

各学校に常設し、教職員の他、地域・学校関係者等も委員として、広範な視点からご意見をいただき、情報を交換・共有して、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組むことを任務とする組織。

教委

いじめ問題対策協議会（年2回定期開催）

【既設：要綱設置】

定期的に会議を開催し、各学校の現状を確認し、関係機関と情報を交換・共有し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組むことを任務とする組織。

## 事態が発生した場合

## いじめによる重大な

教委

いじめ問題調査委員会（随時開催）

【既設：要綱設置 → 条例設置】

いじめによる重大事態の発生報告を受けたとき、教育委員会に設置し、その事態を調査して市長に報告することを任務とする組織。調査だけでなく、市長に答申することもあるため、要綱ではなく条例に基づく附属機関に格上げする。

市

いじめ調査検証委員会（随時開催）

【新設：条例設置】

市長が教育委員会から報告された調査結果を再度調査する必要があると判断した場合、市長部局（総務課）に設置される組織。再調査の結果を市長に答申する機関であるため、条例に基づく附属機関とする。